

随意契約の結果

【令和3年7月分】コンサルタント業務

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当役の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
令和3年度 花見川団地商店街区におけるMUJ 1×URデザイン監修等業務	分任契約担当役 東日本賃貸住宅本部 総務部長 吉田 億造 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和3年7月26日	(株)MUJ I HOUS E 東京都豊島区東池袋4-26-3	4013301017823	8,822,000円	8,800,000円	99.8%	当該契約は住戸改修に効果があった特定事業者との共用部改修に係る契約である。 機構賃貸住宅団地のデザインの一体性、連続性を確保するためには、専用部（住戸）改修を実施する特定事業者と共用部改修についても、「改修プランの設計、デザイン監修」及び「共同開発パーツの購入」で連携する必要がある。 以上より、会計規則第51条第3項第1号「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」（特殊の物品又は特別の目的があるため契約の相手方が特定される時）に該当するものとし、特定事業者と競争性のない随意契約を締結する必要があるため。	-				
豊四季台団地（建替）第IV期他造園変更設計その2	契約担当役 東日本賃貸住宅本部長 田島 満信 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和3年7月21日	(株)総合設計研究所 東京都千代田区飯田橋4-9-4	2010001021208	3,666,300円	3,630,000円	99.0%	本業務は原設計業務の「豊四季台団地（建替）第IV期他造園基本実施設計」の変更設計を行う業務であり、同業務との継続性を必要とし、密接不可分かつ責任範囲（瑕疵担保責任）の明確化が必要なため、同業務の受注者である当該業者と随意契約を行うものである。	-				
R03稲毛海岸駅前プラザ他1団地環境整備（土木）変更設計その3	分任契約担当役 東日本賃貸住宅本部 総務部長 吉田 億造 東京都新宿区西新宿6-5-1	令和3年7月26日	(株)シー・エルコンサル 東京都新宿区片町4-6	2011101032235	1,094,500円	1,045,000円	95.5%	本業務は現設計業務の「H30稲毛海岸駅前プラザ環境整備（土木）実施設計」の変更設計を行う業務であり、同業務との継続性を必要とし、密接不可分かつ責任範囲（瑕疵担保責任）の明確化が必要なため、同業務の受注者である当該業者と随意契約を行うものである。	-				